

川下中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月（改訂）

岩国市立川下中学校

○ はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によってはその生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

これまで川下中学校では「いじめは決して許されない行為」であり、「どの生徒にも起こりうるもの」であるとの認識のもとに、いじめの未然防止とその対応に努めてきた。

こうした中、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで本校では、国や山口県及び岩国市のいじめ防止基本方針を参酌した上で、ここに「川下中学校いじめ防止基本方針」を作成した。

この「川下中学校いじめ防止基本方針」をすべての教職員が熟読するとともに、校内研修等を通じて積極的な活用を図りながら、すべての生徒が安心して生き生きとした学校生活を送ることができる環境を築いていかなければならない。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(インターネットを通じて行われるものを含む。) 起こった場所は学校の内外を問わない」とされている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行わなければならない。また、けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断するものとする。

(2) いじめの基本認識

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題で、決して許されない人権侵害である。いじめにはさまざまな特質があるが、次の①～⑧はわれわれ教職員がもつべき基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為によっては暴行・恐喝・強要等の犯罪行為にあたる。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりがある。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むべき課題である。

(3) いじめの態様

いじめの態様については下にあげる1～8があり、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から毅然とした対応をとることが必要である。

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる →脅迫・侮辱
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる →刑法には抵触しないが重大な人権侵害
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする →暴行
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする →暴行・傷害
- 5 金品をたかられる →恐喝
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする →窃盗・器物損壊
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- 強要・強制いせつ
8 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる →名誉棄損・侮辱

(4) 重大事態

次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 1 いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をめざし、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 生徒や学級の様子を知る

生徒や学級の様子を知るためには、まずは教職員の気づきが大切である。川下中学校の生徒指導の共通理解事項にもあるように、「生徒いるところに教師あり」のスローガンのもと、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で生徒の些細な言動から個々の置かれた状況や家庭環境の変化、精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

また、週に1度の「生活アンケート」を継続的に行うことで、生徒同士にいじめを生まない風土を醸成し、個々の生徒や学年全体の傾向を把握することにも有効である。

(2) 安心できる居場所づくり（認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり）

生徒の主体的な活動を通して、生徒自身が自らを価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」が求められる。生徒にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情をもち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開していくことが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、未然防止の上で大きな力となる。

生徒は教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員は生徒のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声かけが自己肯定感につながる。

(3) コミュニケーション能力の育成及び心の教育の充実

些細な言葉のやり取りがいじめに発展することがある。相手の立場に立ち適切な言葉を遣うことでいじめに発展することが防ぎたい。そのために、道徳教育や学級活動等を充実させ、自分と相手との感じ方の違いに気づかせる。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

育友会の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。また、保護者研修会や HP、学校・学年だより等による広報活動も積極的に行う。

3 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知することが求められる。

(1) 早期発見のための体制づくり

いじめは外から見えにくいことが多く、すべての教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。学級担任だけでなく、教科担当教員、副担任等の連携を密にする。また、生徒指導主任や学年主任、養護教諭や SC 等、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。そして、被害者側・加害者側等の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で情報の共有化を図る。

(2) 早期発見のための手立て

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒たちの様子に気を配る。「生徒いるところに教師あり」をめざし、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。

② 生活ノートの活用

生徒が日々記入して学級担任に提出する生活ノートも生徒の実態把握に有効である。学級担任を中心に、生徒の記入した内容を把握し、生徒の心情の変化を読み取らなければならない。

③ 教育相談の活用

川下中学校では、各学期ごとに教育相談の時間を設けている。学級担任と個別に面談することで、その生徒の実態を把握することが可能である。また、生徒は希望すれば学級担任以外の教員と面談することも可能で、その相談内容はすぐさま学級担任をはじめ、学年部の教員や部活動担当の教員にも伝えられる。

④ いじめアンケートの実施

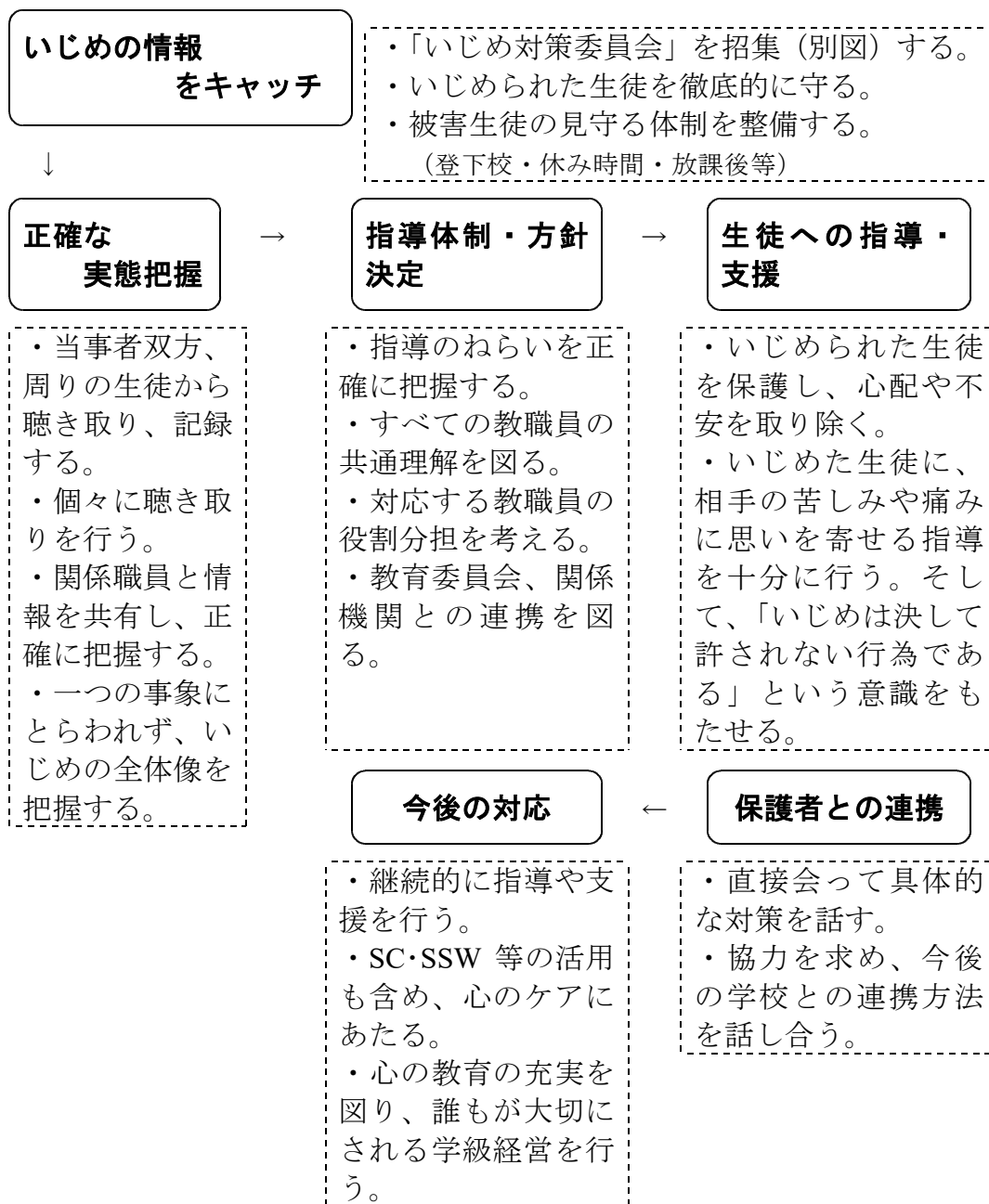
川下中学校では週1回、「楽しい学校生活にするために～いじめのない学校をめざして～」というアンケート調査を実施している。選択式記名を用い、学級担任が集計した後に学年の生徒指導担当教員が学年の集計をし、生徒指導主任が全校生徒のアンケートをまとめ、「生徒指導だより」を通じて全職員にアンケート結果を提示し、情報の共有化を図っている。アンケートで出た内容について緊急に対応しなければならない事案が発生した場合は、関係教員が協働して対応する。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応

をとることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に行動し、解決に向けて教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、再発防止に向けて、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、すぐさまいじめをやめさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、直ちに学級担任・学年主任・生徒指導担当を通じて管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れぬよう、場所や時間等について配慮を行う。また、いじめの事実確認については、いじめられている生徒

といじている生徒を別の場所で行うこととする。状況に応じていじめられている生徒といじめの情報を伝えた生徒を守るため、登下校や休み時間、放課後等についても教職員の目の届く体制を整える。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認については、いじめの行為を行うに至った経過や心情など、いじている生徒から聴き取ると共に、周囲の生徒や保護者からも情報を得て、正確に把握する。なお、保護者への対応は複数の教職員（学級担任・学年主任・生徒指導担当等）で丁寧に対応する。短時間で正確な事実関係を把握し、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに、教職員間の情報を共有し、連携して対応する。

把握すべき内容

- ・誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の把握】
- ・どんな内容のいじめか（どんな被害を受けたか）？【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているか？【期間】

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

- ・事実確認とともに、まずは今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで 該当生徒の心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉がけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② いじめられた生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携しながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意をしてもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

③ いじめた生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて詳しく聞く。
- ・一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④ いじめた生徒の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために今後の関わり方などを一緒に考え、助言をする。

⑤ 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

⑥ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に観察する。
- ・生活ノートや教育相談等で、その後の状況について把握する。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけてほめたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方に SC を斡旋するなど、心のケアにあたる。
- ・いじめの再発防止・未然防止のために実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

5 ネット上のいじめへの対応

ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を SNS やブログ、掲示板などに書き込むなどの方法でいじめを行うものをいう。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭の指導力が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行うことが重要である。

未然防止の観点から、生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルール作りを行うこと、また、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討するよう依頼する。さらに、インターネットへのアクセスにより、知らぬ間に利用者の個人情報流出するという危険性について認識させる。

また、情報モラルに関する指導の際には、以下のようなインターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心情を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は多くの人にすぐに広まること。
- ・例え匿名であっても、書き込みをした人は特定することが可能であること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、暴行や傷害など犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は簡単には回収できないこと。

(3) 早期発見・対応のためには

書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応の仕方を生徒・保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。学校・保護者だけでは解決が困難な事例も多く、警察等の専門機関との連携が必要となる。また、被害の拡大を防ぐためにも専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。なお、学校での指導のポイントは次の3点である。

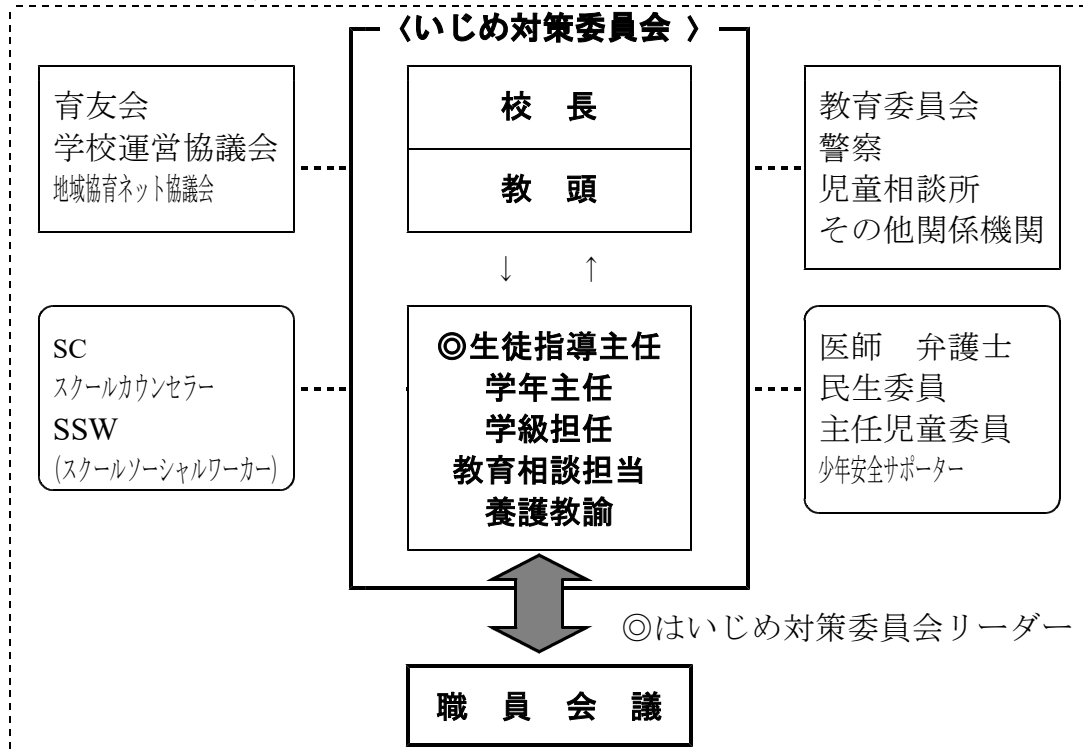
- ① 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 匿名で書き込みはできるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ③ 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。ネット上のいじめについても未然防止・早期発見が重要であり、情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性もあるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。

6 いじめ対策組織

いじめ問題への解決にあたっては、学校長の強いリーダーシップのもとに、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組をする必要がある。そのために、本校ではいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ問題の解決に向けた取組を行う必要がある。

(1) いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、以下のようなメンバーで構成される。



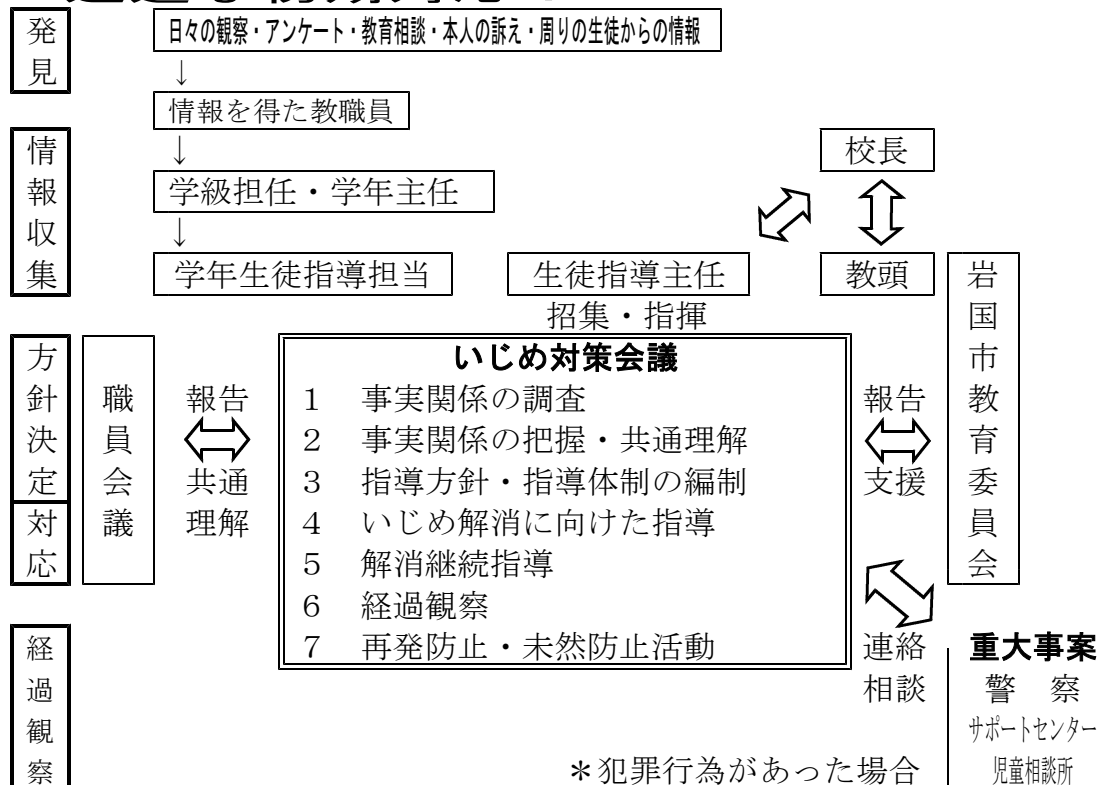
なお、いじめ対策委員会は学期に1回程度開催し、事案発生時は緊急会議を招集して対応にあたる。いじめ対策会議の内容は職員会議において随時報告し、全職員で情報の共有化を図り、周知徹底させる。

(2) いじめ発生時の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠けた対応をしたことにより、被害生徒をますますつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまう恐れがある。そういった状況を避けるためにも「いじめ対策委員会」による緊急対策会議を開き、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

～組織的対応の流れ～

* 迅速な初期対応！



*いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでの過程を、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめた側といじめられた側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分協議し、慎重に対応することとする。

7 重大事態への対応

「重大事態」とは、次の2つの場合をさす。

(1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた」とは、いじめられている生徒が次のような状況であることが考えられる。

- ・生徒が自殺を企図しようとした場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

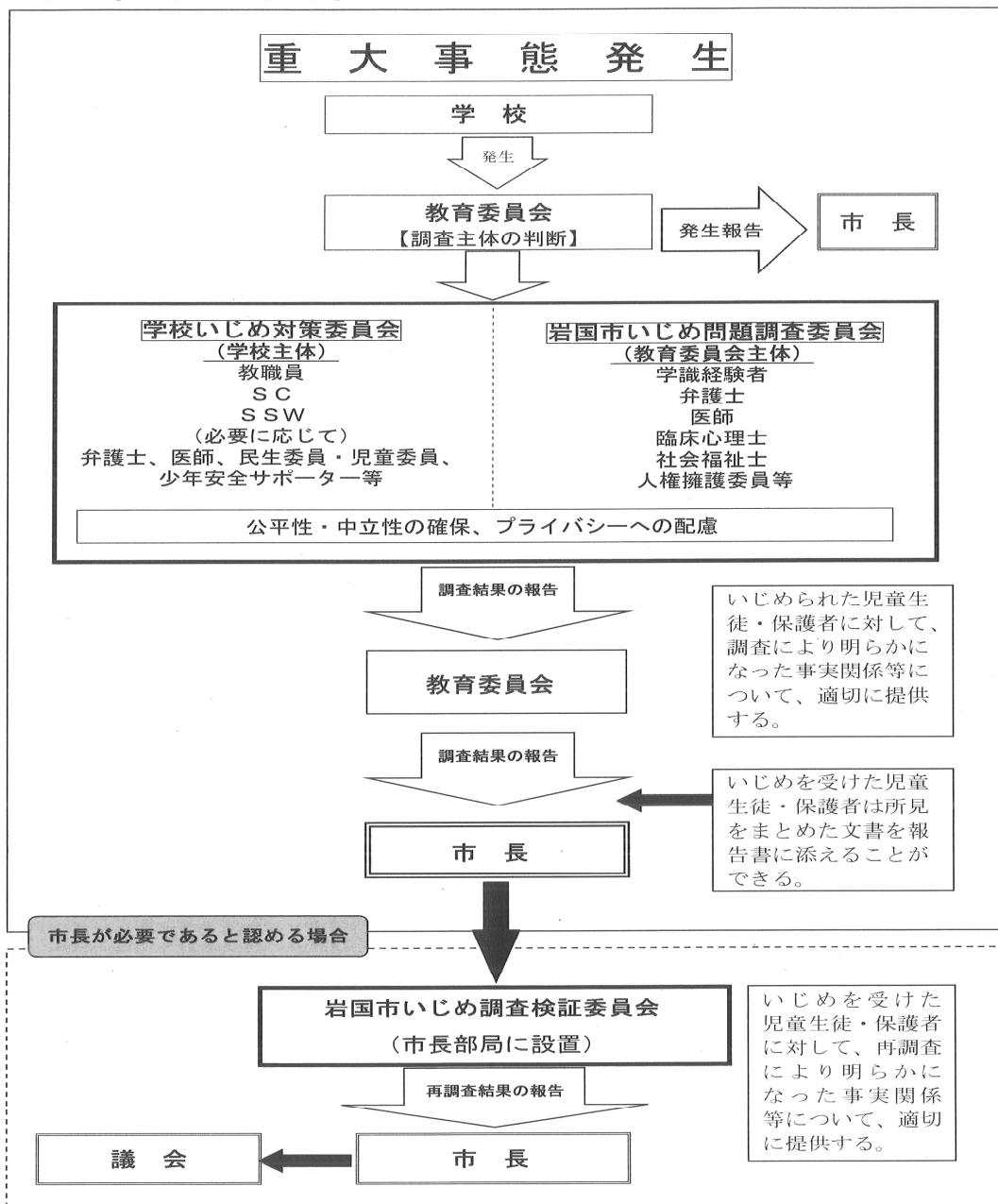
(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も学校の判断で重大事態と認識する。

この場合、速やかに岩国市教育委員会や警察等の関係機関に報告する。学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

事案によっては、学年及び学校全体の保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急の保護者会の開催を検討する。また、事案によってはマスコミ対応も考えられる。対応する窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

～重大事態発生時の調査の流れ～



8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。